

## バルク貯槽処理工場認定申請について

平成29年4月19日  
一般社団法人 日本溶接容器工業会

### 1. (経緯)

当工業会は、容器の処理について、通産省通達「液化石油ガス容器のくず化について」(昭和45年4月15日付)を踏まえ、容器処理工場認定制度を構築し本認定制度のもとで長らく適正処理事業を行って参りました。

バルク貯槽の処理について、本年度以降、バルク貯槽の20年告示検査等に伴い大量の廃棄バルクの発生も予想される状況下であり、容器の処理工場認定制度等に基づいて構築したバルク貯槽処理工場認定制度のもとで適正処理を行うことが保安の確保を図るうえで最適であるとの結論に至りました。

今般、この結果に基づき、液化石油ガス容器及びバルク貯槽処理工場認定規程を始め、関連規程の整備を行いました。バルク貯槽の処理を行っている事業者の多くの御参加を期待しております。

### 2. (認定申請)

新たにバルク貯槽処理工場認定申請される事業者は、次の注意事項を遵守して手続きを進めてください。

なお、既に容器の処理工場認定事業者がバルク貯槽認定申請を行う場合又は新たに容器の処理工場認定申請を行う場合は事務局にお問い合わせください。

- (1) バルク貯槽処理工場の新規認定を受けようとする事業者は、当工業会に賛助会員として入会することが前提となります。
- (2) 入会には、入会金と月々の会費が必要となります。入会金は五万円、毎月の会費は、3,000円です。
- (3) バルク貯槽処理工場の新規認定に先立ち、当工業会会員が現地調査のため、御社の処理工場に伺います。(説明状況の確認が主です。)
- (4) 現地調査は有料で、一律30万円を請求させていただきます。
- (5) 入会申込書及びバルク貯槽処理工場認定申請書一式(別添様式1~5参照)の受理、現地調査終了、容器処理委員会での検討等ひととおり内部手続きが終了した段階で、入会及び容器処理工場の認定につき、理事会に諮り、理事会の結果が最終結果となります。
- (6) バルク貯槽処理工場として認定された場合、当方から「認定書」とともに「バルク貯槽処理認定事業所」と記載された看板(縦約50cm、横約20cm、厚さ約2~3cm)を送付致します。
- (7) また、入会後において、会員の方から事務局にバルク貯槽処理管理表(マニフェスト)作成の要請がありましたら、事務局で手配し、郵送致します。このマニフェストは有料となっており、40,000円/1,000部が最低単価となります。
- (8) なお、(5)の書類以外にも書類の提出をお願いすることもありますので、その際には、改めてご連絡させていただきます。
- (9) 29年度申請につきましては、6月末までにメールにて事務局あて申請してください。

以上が、概要でございますが、ご質問等ございましたら事務局までご連絡頂きますようお願い致します。

e-mail:nichiyokou@isis.ocn.ne.jp  
電話 03-5733-2550  
FAX. 03-5733-2551